



連合山形寄付講座「労働と生活」第13回 (令和3年1月25日)

## 農業協同組合の現状と課題

力を合わせれば  
実現できることが、世の中にはたくさんある。

人々の生活を守る、支えたい、みんなのくらしを支えたいという思い、それが「協同組合」です。  
協同組合の仲間と力を合わせ、農産物や生活資材の共同購入、共同販売や共同利用施設、共同利用施設の利用などを通じて、互いに助け合っています。  
われわれもJA(農業協同組合)も、そのひとつ、互いに助け合い、協力し合う大きな仲間。  
地域や農産物を守る事業、活動に力を入れています。  
一人ひとりの力を合わせることによって、地域が豊かになり、協同の輪を広げていきます。

山形県農業協同組合中央会  
教育部 神尾 基

本日、お伝えしたいこと

- その1 JAについて
- その2 JAグループの現状について
- その3 課題とその対応方向について

### その1 JAについて

JA = Japan Agricultural Cooperatives の略 ⇒ 愛称  
ジャパンアグリカルチュラルコーポラティブズ

JAとは、相互扶助の精神のもとに農家の営農と生活を守り高め、よりよい社会を築くことを目的に組織された協同組合です。

この目的のために、JAは営農や生活の指導をするほか、生産資材・生活資材の共同購入や農畜産物の共同販売、貯金の受け入れ、農業生産資金や生活資金の貸し付け、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置、あるいは万一の場合に備える共済等の事業や活動を行っています。

農家 → 農家の営農と生活

JA → JAの事業活動

総合的な事業を行う (総合JAの特徴)

JA全中「私たちとJA」

JAは、農家の「営農と生活」に結びついた事業を行い、その行う事業によって最大の奉仕をすることを事業の目的としています。

<参考> 農業協同組合法 (制定 昭和22年11月19日法律第132号)

第1条 (目的)

この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第7条 (事業の目的)

組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。

② 組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

③ 組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業的的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量に充てるよう努めなければならない。

	協同組合	株式会社
目的	組合員の生産と生活を向上させる (組合員の経済的・社会的地位の向上、組合員および会員のための最大奉仕)	利潤(利益)の追求
組織者	組合員 (農業者、漁業者、森林所有者、勤労者、消費者、中小企業の事業者など)	株主 (投資家、法人など)
利用者	組合員 事業は根拠法(農協法など)で限定 事業利用を通じた組合員サービス	不特定多数の顧客 事業は限定されない 利益金の分配を通じた株主サービス
運営者	組合員 (組合員の代表者として理事等)	専門経営者 (株主の代理人として取締役等)
運営方法	1人1票制 (人間平等主義に基づく民主的運営)	1株1票制 (株主による運営・支配)

JA全中「私たちとJA」

「正組合員」も「准組合員」もJAのいろいろな事業サービスや施設を使うことができます。また、組合員ではない人でも、JAの事業や施設を利用することができます（※1）。

**正組合員**

農業を仕事に  
されている方

**准組合員**

農業以外を仕事に  
されている方

**組合員でない  
利用者の方**

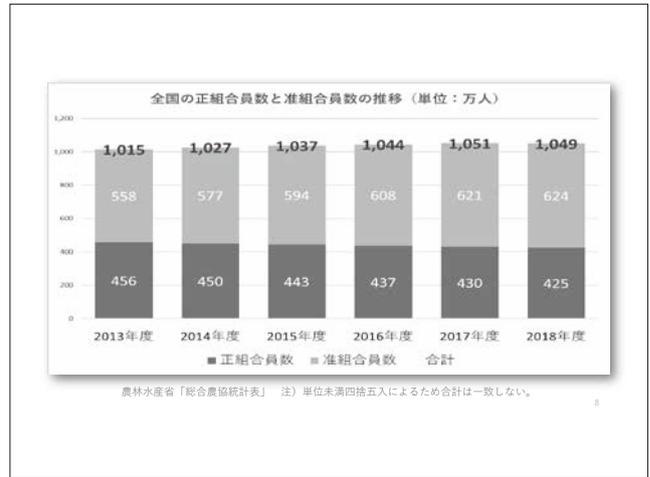
（※1）  
制限が発生する  
場合があります

組合員には「正組合員」と「准組合員」の2種類があります。

「正組合員」⇒ 農業を仕事にしている人（団体）  
「准組合員」⇒ 地域に住み農業以外の仕事をしている人  
組合員への加入について、地元でJAに出資金を払い込み、必要な手続きをします。

「准組合員」は、「正組合員」と違い、総会での議決権や役員選挙権などJAの運営に関与することができません（※2）が、地域を支える協同組合の仲間です。

（※2）JAが農業者の意思に基づき事業や組織について決定することができるようにするため、この准組合員制度は生活協同組合にはないJA独自のものです。



## JAの道しるべ

JAの基本的な価値・役割や新たなJA運動の展開方向を探るため、組合員・役員員の**共通の理念**として、「**JA綱領**」というものがあります。

「JA綱領」には、JAが農業と地域社会に根ざした組織として、農業はもちろん、食や緑、さらには環境・文化・福祉を通して地域社会とともに歩む存在であることが記されています。

## JA綱領

### ～わたしたちJAのめざすもの～

わたしたちJAの組合員・役員員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

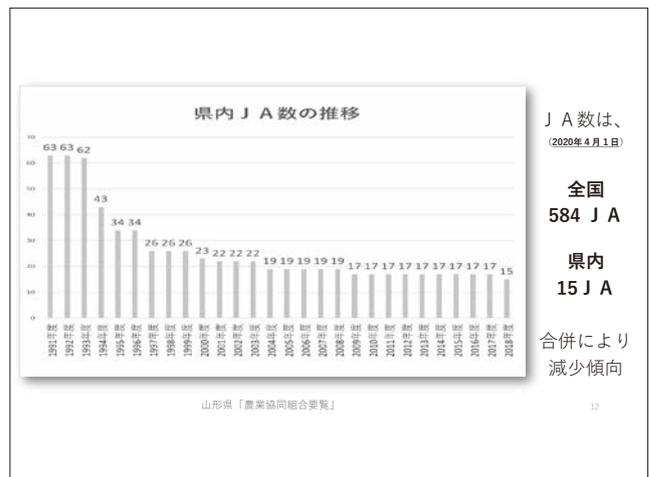
わたしたちは、

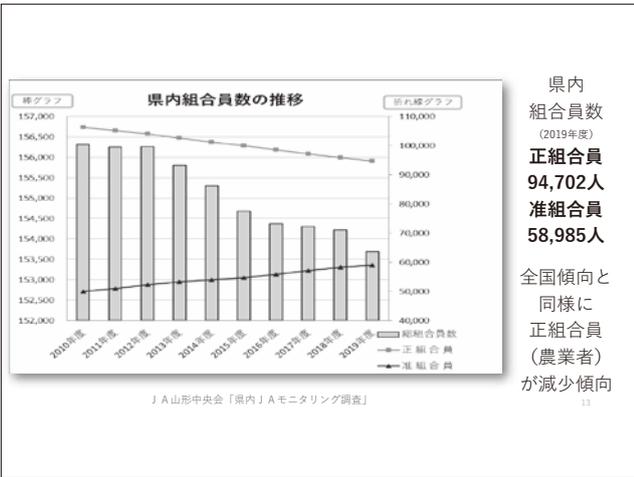
- 一、地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一、環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一、JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一、自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 一、協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがい追求しよう。

## その2 JAグループの現状について

JAは、様々な事業を総合的に行なっていますが、それぞれの事業を効率的・効果的にすすめていくには個々のJAだけの力では不十分です。

そこで、**効率的な事業展開をはかるため、指導・経済・信用・共済などの事業ごとに、JAとJA連合会等による事業組織が形づくられ「JAグループ」として活動しています。**





県内15JAの主な事業取扱高 (単位: 億円)

主な事業	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (B - A)
信用事業			
貯金 (組合員などから預かっている金額)	10,286	10,334	48
貸出金 (組合員などへ融資している金額)	2,654	2,707	53
共済事業			
長期共済保有高 (組合員などへ保障している金額)	39,248	37,921	▲1,327
販売事業			
販売品販売高 (農畜産物を販売した金額)	1,214	1,182	▲32
うち お米	586	585	▲1
購買事業			
購買品供給高 (共同購入し供給した金額)	500	489	▲11
うち 生産資材	390	390	▲0
うち 生活物資	109	99	▲11

上記の他、利用事業、加工事業、高齢者福祉事業など、様々な事業を総合的に取り組んでいます。

J A山形中央会「県内」Aモニタリング調査

県内15JAの事業における収支 (単位: 億円)

事業における収支	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (B - A)
事業収益	910	898	▲12
事業費用	595	595	▲0
事業総利益	314	303	▲12

様々な事業の収益と費用を合わせた事業における総利益 (最終的な剰余金とは違います)。

J A山形中央会「県内」Aモニタリング調査

### その3 課題とその対応方向について

J Aグループは3つの危機に直面 (平成30年11月5日 第28回 J A山形県大会)

- 1つ目 農業・農村の危機**  
人口減少、超高齢社会を迎え、高齢化や深刻な担い手不足等により、農業生産基盤は縮小傾向にあり、農村は深刻な過疎化に直面しています。
- 2つ目 J Aの組織・事業・経営の危機**  
地域社会・経済の疲弊とともに J Aの組織基盤が弱体化しており、事業の取扱高は総じて減少傾向にあります。とりわけ、マイナス金利を背景として、今後、信用事業の収支悪化が見込まれ、J A経営全体への影響の顕在化が避けられない情勢です。
- 3つ目 協同組合の危機**  
わが国においては、協同組合の役割と価値に対する無関心あるいは無理解・誤解・曲解など、協同組合の思想と実践を高く評価する世界の潮流と逆行した動きが見られます。

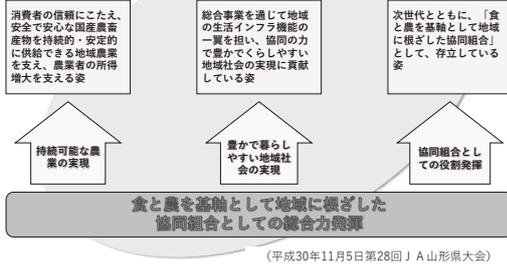
身と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会を実現したい。

J Aグループは「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を目標とする「創造的自己改革」の実践に総力を挙げて取り組んでいきます。

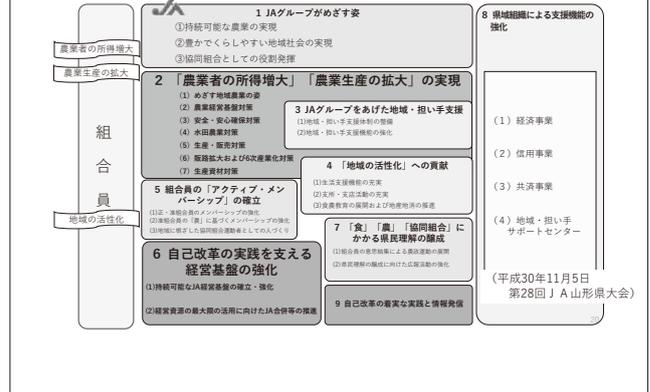
本県 J Aグループにおいても「J A山形県大会 (※)」において、これら3つの危機を突破し、今後とも組合員の負託に応え、農業・地域になくてはならない存在として役割を発揮することを決議しています。

※ 今後の方針を決定する重要な大会であり、3年ごとに開催する (直近大会は平成30年11月5日に開催)。

# J Aグループがめざす姿



## 第28回 J A山形県大会議案の概要



ご覧いただきありがとうございました。

山形県農業協同組合中央会（JA山形中央会）  
教育部（協同の社JA研修所内）

〒990-2375 山形市東吉鐘123番地  
TEL：023-643-1238 / FAX：023-643-8621  
Email：kyouiku@nokyo.jp / HP：http://www.nokyo.jp/